

2 み財財第 1 9 8 号
令和 2 年 1 0 月 2 7 日

各 部 課 等 の 長 様

みやま市長 松嶋 盛人
(総務部 財政課)

令和 3 年度みやま市当初予算編成について

令和 3 年度の当初予算編成方針を次のとおり定めましたので、みやま市財務規則第 9 条の規定により通知します。この方針に従い的確に予算の見積りをしてください。

第 1 令和 3 年度みやま市予算編成方針

1 国の予算編成

我が国の経済について、令和 2 年 9 月の月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染防止対策を講じつつ、各種政策の効果により、持ち直しの動きが続くことが期待される一方で、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。内閣府が公表した 4 月から 6 月までの国内総生産（GDP）は、国内需要（内需）及び民間企業設備がともに悪化し、物価変動を除いた実質で前年度比△7.9%減（年率換算△28.1%）となり、景気は極めて厳しい状況になっております。

こうしたなかで、国は「令和 3 年度予算の概算要求の具体的な方針」において、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題としながらも、歳出改革の取組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していくこととしております。

なお、国の令和 3 年度予算は、新型コロナの影響により、概算要求期限が 1 ヶ月延長となり、新型コロナウイルス感染症対策などの経費は、事項要求となるなど、未だ不透明な点もあることから、今後の国の動向などを十分注視し、情報収集に努める必要があります。

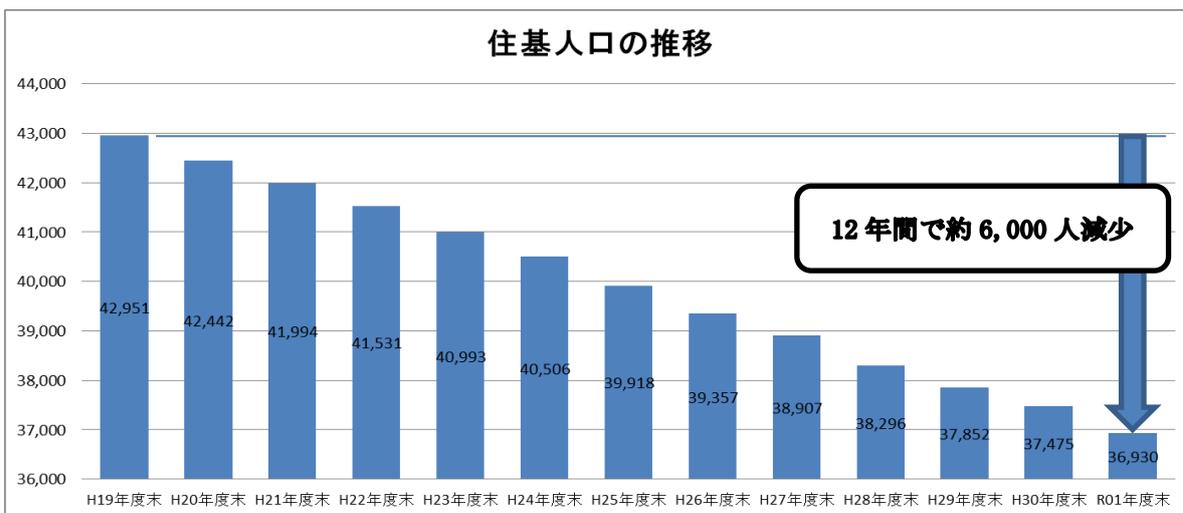
2 地方財政の状況

総務省は、令和3年度地方財政の課題として、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等の大幅な減収が見込まれるなか、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立、防災・減災、国土強靱化等の課題への対応をしつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう安定的な税財政基盤を確保するとしており、財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

地方交付税の概算要求では、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとし、地方団体に交付される地方交付税総額は、交付税法定率分の原資となる国の税収が減少することにより、前年度よりマイナス2.4%の1兆6,933億円としています。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、新型コロナウイルス感染症への対応などの取扱いを含めた国の予算編成の動向を踏まえ修正等を行うこととなり、国の動向を注視する必要があります。

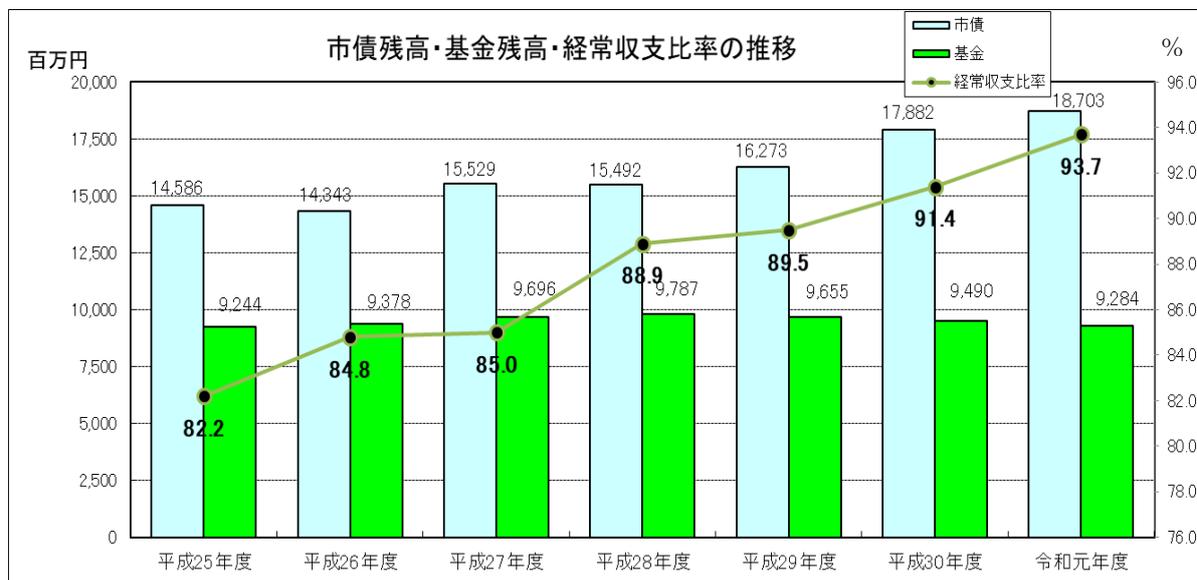
3 みやま市の財政状況と今後の見通し

令和元年度決算では、市財政の根幹をなす市税は、前年度に比べ増加したものの、普通交付税の減や少子高齢化・過疎化による扶助費の増など、本市の財政運営は、引き続き厳しい状況にあります。また、本市の人口（住基人口）は、令和2年3月31日現在で36,930人となっており、年間で約500人減少しています（下記グラフ参照）。この人口減少に歯止めをかける取り組みが本市喫緊の課題であります。



また、令和元年度普通会計決算によると、財政の総合的指標である「経常収支比率」は、前年度より2.3ポイント悪化し93.7%と財政の硬直化が進

んでおり、市債残高は前年度比較で約8.2億円の増加、基金残高は前年度比較で約2.1億円減少するなど、年々厳しい財政状況となっております。



令和3年度の市財政の見通しであります。新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の大幅な減収、合併算定替特例措置の終了と国勢調査人口の減少による普通交付税への影響など、歳入面において非常に厳しい状況となることが予想されます。一方歳出におけるハード事業として、総合市民センター（仮称）や新ごみ処理施設、統合小学校建設事業など多額の財源を必要とする事業が見込まれています。加えて、新型コロナウイルス感染症対策経費や少子・高齢化の進展による社会保障関係経費、市有施設の修繕、維持管理費など経常的経費も増加傾向にあります。「財源なくして政策なし」とした考えのもとで、徹底した経費の見直しと歳入の確保を強く進めなければなりません。

4 予算編成の基本方針

厳しい財政状況下にある本市が、持続可能な財政運営を行っていくためには、「歳入に見合った歳出」を念頭に、全職員がコスト意識を強く持ったうえで、各種事業をゼロベースで見直しするとともに、徹底した経費節減の取り組みが不可欠です。

よって、本市の令和3年度予算は、第3次行政改革大綱に基づき、事業の緊急性や重要性、事業実施による費用対効果を見極め、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事業の選択と集中を図り、市民サービスや市民福祉の向上に努めることとします。また、現下のコロナ禍において、「新たな日常」に対応するため、既存事業の抜本的な見直しに加え、新たな発想を持ち、事業展開を行っていくなど、ポストコロナ時代を見据えた予算編成を行うこととします。

一方、本市における最大の課題は人口減少に歯止めをかけることです。そのため、第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各種施策を積極的に推進し、第2次みやま市総合計画における本市の将来像「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」の実現に取り組むこととします。

予算の積算に当たっては、今後の国の予算動向や経済情勢は予測しがたい部分もありますが、税制改正をはじめ令和3年度の改正後の制度に基づくものとします。また、市議会の予算、決算審査特別委員会の指摘事項に留意し、予算編成に取り組むこととします。

第2 予算編成要領

1 全般的事項

令和3年度当初予算は、年間予算を編成することとします。年間を通じて見込まれるすべての収入支出を計上するものとし、年度途中における補正予算は、制度の改正、国県補助金の認定額の変更、災害関係経費等、真にやむを得ないもののみとします。

歳入では、市税、地方消費税交付金、地方交付税などを的確に見積もるとともに、歳出では、社会保障施策の制度改正に留意しつつ、物件費、維持補修費などの増加の影響を最小限に抑えることとします。

2 予算編成の手法

第3次行政改革大綱を踏まえ、限られた予算の中で事業の着実な推進を図るために、昨年度と同様、**部単位での枠配分方式による予算編成**を行います。

枠配分方式の予算編成は、「枠内経費」と「枠外経費」に区分し、枠内経費の一般財源を各部ごとに配分し、その範囲内において、各部の責任で事業を取捨選択し予算編成を行うものとします。詳細は、別紙資料「**みやま市枠配分方式予算編成事務要領**」を参照してください。

3 予算要求の基準

予算のスリム化・効率化を図るため、既定経費を再点検し、見直しを推進します。義務的経費を含め例外なく点検を行い、単に前年度踏襲による予算要求とせず、課内及び部内において総合的な調整を図り、真に必要性・緊急性の高いものを厳選した予算要求としてください。

経費の積算にあたっては、次の基準により精査してください。

- ① 最大の効果を上げるために最小の経費となっているか。
- ② 不要不急なものはないか。
- ③ 類似事業で統合できるものはないか。
- ④ 過剰なサービスになっているものはないか。
- ⑤ 外部委託することにより、経費の節減ができるものはないか。
- ⑥ 公平性の観点から、受益者負担を求めるものはないか。
- ⑦ 議会での予算、決算審査特別委員会での指摘事項を考慮しているか。

4 予算要求限度額

令和3年度当初予算の要求にあたっては、以下に掲げる予算要求限度額の範囲とします。

(1) 枠内経費

各部に配分した枠内の額による予算要求とする。

枠内の額は、前年度当初予算の一般財源額の△1%減の額とする。

(2) 枠外経費

- ・人件費、扶助費（市単独分を除く）、公債費は、年間所要額。
- ・継続的に行っている投資的経費は、工事1件ごとの積み上げにより積算することとし、原則として一般財源ベースで、**令和2年度の△1%減の額とする**。
- ・ふるさと納税（寄附金）を活用した本市のPRとなる新規事業又は拡充事業（別紙調書を作成すること）。
- ・新型コロナウイルス感染症対策経費（現段階では国の交付金は不明）。
- ・その他政策的経費及び新規のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業は、その所要額。

5 歳入に関する事項

歳入については、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、最大限の収入を確保出来るよう努めることとします。国・県の制度改正の動向などを十分把握し、年間を通じて見込まれる収入の全額を計上してください。

なお、歳入全般について市民負担の公平性の観点などから滞納が生じないよう特段の配慮をするとともに、徴収率の向上、滞納整理、不能欠損の防止、受益者負担の確保に努めることとします。

(1) 市 税

市税は一般財源の根幹であり、課税の均衡と負担の公平に期すること。自主財源の確保が本市の最重要課題であることから、課税客体、課税標準の的確な把握と徴収率の向上、滞納整理に努め、最大限の収入を確保すること。

(2) 分担金及び負担金

法令等の定めによる応分の負担額を計上すること。また個人に対し賦課徴収されるものについての徴収率の向上を図ること。また滞納については、特段の配慮をすること。

(3) 使用料及び手数料

負担の公平を期する見地から適正な単価を検討するとともに、過去の実績を勘案の上、確実な収入見込額を計上すること。また滞納があるものについては、その整理について特段の配慮をすること。

(4) 国県支出金

国の予算編成、制度改正の動向に十分留意の上、過大見積りや年度途中における大幅な補正が生じないよう配慮し、適正な額を計上すること。特に、新型コロナウイルス感染症対策などの新たに創設される国、県補助金の情報収集に努め、積極的な活用を図ること。

また、補助事業であっても補助残は市負担であることに留意し、事業効果や必要性等考慮し計上すること。

(5) 財産収入等

土地、建物、不用物品等全般について、現況を的確に把握し、経費節減の観点からも未利用財産の早期処分による財産収入の確保や広告料収入などの

新たな財源の確保に努めること。

(6) 市 債

後年度の財政負担を特に考慮し適債事業の選択に努めることとし、原則として後年度元利償還について交付税措置がなされるもののみを計上すること。

6 歳出に関する事項

施策や事業の選択にあたっては、優先順位を十分に検討し、限られた財源の効率的、効果的な配分を図ることとします。特に管理的経費については、聖域を設けることなく徹底した経費の見直しを行うこととします。また、予算の積算漏れによる予算流用がないよう留意してください。

(1) 義務的経費

① 人件費

常勤特別職及び一般職に係る給与関係経費については、令和3年1月1日現在の現員給を基礎とし、総務課により一括計上すること。また、働き方改革を推進するため、時間外勤務については、極力勤務時間内に対処できるよう事務の効率化に努めること。再任用職員については、各課の勤務状況等を十分に勘案し、適切な配置等に努めること。委員報酬については、審議会等の開催回数を精査し、必要最小限とすること。

また令和2年度より制度化された会計年度任用職員については、総務課と十分協議のうえ、各課にて予算要求をすること。

② 扶助費

多額の過不足が生じないよう制度の動向や措置対象を十分調査の上、適正な見積りを行い、決算における過度な不用額の発生や年度途中における大幅な補正をすることがないように特に配慮すること。また、市単独事業においては、費用対効果を検証し、事業の廃止や見直し等も検討すること。

(2) 管理的経費

① 報償費

報償費のうち、講師謝礼等の予算計上においては、別紙「予算積算統一単価表」を基準に予算要求を行うこと。また、コロナ禍において、リモートによる講習会等への変更も検討すること。

② 旅 費

目的達成のための必要最小限の人員と回数によること。行政委員会の委員による大会参加旅費は、原則として隔年による九州大会の参加及び県内の研修会参加を認めるものとする。また航空運賃旅費はできる限り低価格のものを購入し、旅行後は実費精算すること。

③ 需用費・役務費

従来の実績のみによる見積りは避け、事務の簡素合理化等により徹底した経費の削減を図ること。特に以下の点に留意すること。

- ・燃料費及び食糧費は、別表に定める単価によること。
- ・消耗品については、必要最小限の予算計上に努めること。また、一括契約を推進することとし、その単価の抑制に努めること。
- ・光熱水費や電話料は節約に努め、予算の積算にあたっては決算の不用額の状況を精査して行うこと。また、携帯電話料金については、プランの見直しや台数削減など経費抑制に努めること。
- ・印刷製本費はできるだけ庁内印刷とし、節減に努めること。

④ 備品購入費

1件積み上げにより積算することとし、買換えによるものはできる限り修理等を検討し極力後年度購入とすること。特に、公用車購入については、その使用頻度等を十分に検討し、安易に買換え要求を行わないこと。

⑤ 使用料及び賃借料・委託料

既存の契約内容を再検討し、目的達成のための最小経費となるよう努めること。各種計画において、計画年度更新（第2次〇〇計画など）においては、外部委託でなく自前での策定を検討すること。また環境保全や経費節減の観点からも、コピー機使用料の縮減に努めること。

（3）投資的経費

現下の厳しい財政状況を考慮し、事業の必要性、投資効果、緊急性を優先し、事業を厳選するとともに、後年度の財政負担を十分検討した上で予算計上すること。なお、継続的に行っている投資的経費は一般財源ベースで令和2年度当初予算額の△1%減の範囲内とすること。

(4) 負担金補助金及び交付金

各種団体の実績報告書等に基づき成果を検証し、多額の繰越金を有する団体に対しては、補助金の必要性及び効果の観点から検討し、休止、削減等の見直しを行うこと。また、一部事務組合負担金、団体に対する運営補助金、協議会・期成会負担金については、団体による自主財源の確保と業務の効率化を特に要請すること。

新規の補助金は、原則認めないこととする。ただし政策的経費、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に伴う新規補助金を要求する場合は、必ず終期を設けること（原則3年以内）。

また、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止又は縮小した事業費補助金等については、安易に前年度同額の予算要求ではなく、事業の必要性やコロナ禍でも開催できるよう、事業内容の変更等を必ず再検討し、適宜予算要求を行うこと。

7 特別会計に関する事項

特別会計については、基本的に独立採算制を堅持するものとし、今回の予算編成方針に準じ、関連事項に留意して編成することとします。

適正な収入の確保に努め、財政の健全性を維持するとともに、一般会計の繰出しについては、原則として国の定める繰出基準により措置するものとします。

8 予算要求要領

予算要求は、前年度予算を基に電算入力により行います。電算入力後、各課で出力した「**歳入・歳出予算見積書**」を財政課へ提出してください。

9 予算編成日程

予算編成の日程は、概ね別紙「令和2年度予算編成等想定作業スケジュール」のとおりとします。各課のヒアリング日程については、後日調整し財政課より通知します。

各課予算要求書、別紙調書提出期限	11月30日（月）まで
-------------------------	--------------------